

令和5年度業務実績報告書の修正

令和5年度業務実績報告書について、数値に誤りがありましたので、下記のとおり修正します。

【令和5年度業務実績報告書正誤表】

35 ページ 表「法定猶予制度の適用状況」

〔誤〕

		令和5年度	令和4年度
納付の猶予		6 事業所	223 事業所
換価の猶予	申請	<u>0</u> 事業所	3,001 事業所
	職権	<u>11,289</u> 事業所	42,926 事業所
合計		11,295 事業所	46,150 事業所

〔正〕

		令和5年度	令和4年度
納付の猶予		6 事業所	223 事業所
換価の猶予	申請	<u>2,184</u> 事業所	3,001 事業所
	職権	<u>9,105</u> 事業所	42,926 事業所
合計		11,295 事業所	46,150 事業所

赤字下線部分が修正箇所

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況					自己評価
寧に確認した上で、適切に納付計画を策定し、法定猶予制度を適用する。なお、法定猶予制度の適用に当たっては、新規発生保険料以上の納付計画を基本とする等、納付に重点を置いた運用を行う。 ③ 適正な納付計画の策定に向けた納付協議に応じず法定猶予制度の適用がない事業所や納付計画の不履行を繰り返す事業所に対しては、滞納整理関係事務処理要領に基づく手順に沿って財産調査や財産の差押等の滞納処分を実施し、債権の保全と滞納保険料の解消を図る。 ④ 法定猶予事業所の納付計画の履行状況を確実に管理するとともに、納付協議に応じない事業所等に対する滞納処分の手続を機動的に実施するために必要な体制を確保する。 また、事務処理の効率化等を図るため、令和4年10月に設置した集約調査センターにおいて、全喪事業所に対する財産調査を一括して実施する。	適用事業所に占める滞納事業所の割合		5.1%		5.2%	○法定猶予事業所の猶予期間を踏まえ事業所の状況を丁寧に確認し、納付計画の見直し等に柔軟に対応した結果、令和6年3月末現在の法定猶予事業所11,295件のうち、全体の約98%にあたる11,083件の事業所について、新規発生保険料額を超えた納付計画が策定されました。 ○令和5年度においては、適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画の不履行が繰り返される事業所に対して、引き続き事業の存続に配慮した上で、財産調査や財産の差押等の滞納
	【法定猶予制度の適用状況】					
			令和5年度		令和4年度	
	納付の猶予		6事業所		223事業所	
	換価の猶予	申請	2,1840事業所		3,001事業所	
		職権	9,10511,289事業所		42,926事業所	
	合計		11,295事業所		46,150事業所	
	○また、国税徴収法等の法令上定められた猶予期間を踏まえた納付計画の策定に最優先で取り組み、事業所の状況を丁寧に確認した上で、納付計画の見直し等に柔軟に対応した結果、令和6年3月末現在の法定猶予事業所11,295件のうち、全体の約98%にあたる11,083件の事業所について、新規発生保険料額を超えた納付計画が策定されました。					
	【法定猶予事業所の納付計画の状況】					
			新規調定額超		新規調定額以下	
		猶予期間内	猶予期間超	新規調定額のみ	新規調定額未済	
事業所数	11,295件	4,455件	6,628件	212件	0件	
猶予金額	434億円	161億円	264億円	9億円	0億円	
○新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、財産調査や財産の差押等の滞納処分業務を令和2年4月以降停止していましたが、令和3年4月以降段階的に再開し、令和5年度においては、適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画の不履行が繰り返される事業所等については、財産調査及び財産の差押等の滞納処分を適切に実施しました。						
【滞納処分の実施状況】						